

# 文化遺産遺跡の保護及び利用に関するウズベキスタン共和国法 (草案)

= 目次 =

- [第1条 本法の目的及び機能](#)
- [第2条 文化遺産遺跡の保護及び利用に関する立法](#)
- [第3条 文化遺産遺跡の概念](#)
- [第4条 本法の範囲内の文化遺産遺跡](#)
- [第5条 文化遺産遺跡の保護及び利用の国家管理](#)
- [第6条 文化遺産遺跡の保護及び利用におけるウズベキスタン共和国文化省の事物管轄権](#)
- [第7条 全国文化遺産遺跡登録簿](#)
- [第8条 文化遺産遺跡の所有権](#)
- [第9条 文化遺産遺跡の所有者の権利及び義務](#)
- [第10条 文化遺産遺跡の利用の認可](#)
- [第11条 全国文化遺産遺跡目録](#)
- [第12条 文化遺産遺跡全国目録からのサイトの除去](#)
- [第13条 特別保護文化遺産遺跡](#)
- [第14条 新たに発見された文化遺産遺跡の保護](#)
- [第15条 文化遺産遺跡周辺の保護区域](#)
- [第16条 建設及びその他の工事中の文化遺産遺跡の保存の保証](#)
- [第17条 文化遺産遺跡の解体、移転又は改修](#)
- [第18条 考古学遺跡の調査](#)
- [第19条 文化遺産遺跡の研究、保存及び復旧に関する作業遂行体制](#)
- [第20条 文化遺産遺跡の保護及びその利用の為の資金供給](#)
- [第21条 文化遺産遺跡の保護及び利用についての国際協力](#)
- [第22条 文化遺産遺跡の保護に関する紛争の和解](#)
- [第23条 文化遺産遺跡の保護及び利用に関する立法の違反についての責任](#)

## 第1条(本法の目的及び機能)

- 1.本法は、ウズベキスタン国民の国家財産を構成する文化遺産遺跡の保護及び利用に関する社会関係を規制する。
- 2.本法は、ウズベキスタン共和国領土の文化遺産遺跡の全範囲を保護し、ウズベキスタンの文化遺産遺跡の特定、登録、保護及び利用に関する単一体制を規定することを意図する。

## 第2条(文化遺産遺跡の保護及び利用に関する立法)

- 1.文化遺産遺跡の保護及び利用に関する立法は、ウズベキスタン共和国の本法及びその他の立法文書により構成される。
- 2.カラカルパクスタン共和国の文化遺産遺跡の保護及び利用に関する規定は、カラカルパクスタン共和国の立法によっても規制される。

3.ウズベキスタン共和国により署名された国際条約の規則のいずれかが、文化遺産遺跡の保護及び利用に関するウズベキスタン共和国の立法に含まれるものと異なる場合には、国際条約に基づく規則が優先する。

#### 第3条(文化遺産遺跡の概念)

1.文化遺産遺跡とは、建築上及び考古学上の遺跡、記念碑的芸術、歴史的建造物及び、歴史的、科学的、芸術的又はその他の文化的価値を有するその他の移動不能な文化遺産である。

2.ウズベキスタン共和国領土内の文化遺産遺跡は、法律により規定される管理形態に基づき政府により保護される。

#### 第4条(本法の範囲内の文化遺産遺跡)

以下の移動不能な文化遺産遺跡が、本法の範囲内に入る。

考古学的遺跡 - 古代集落跡、古墳、土壘、横穴、砦、古代人の遺骸、保壘、人工遺物、灌漑工事、道路、古代の埋葬地、石造彫刻、岩絵、宗教サイト

都市建設及び建築遺跡 - 時代特有の世俗的工業的及び宗教的建築の建造物。建築集団及び複合体。歴史的な中心地、地区、広場及び街路。町及びその他の居住場所の古代計画及び建造物の痕跡。庭園及び公園芸術及び自然の景観。

史跡 - 国家の歴史、社会及び政府の発展、科学・技術、文化及び傑出した歴史上の人物の生涯及び作品における重要な出来事に関連する、個々の建造物、造営物、記念物及び物品。

芸術的遺跡 - 考古学的、建築的及び都市的遺跡に関連する記念碑的、造形的、装飾的、応用的及びその他の形式による芸術的作品。

#### 第5条(文化遺産遺跡の保護及び利用の国家管理)

1.文化遺産遺跡の保護及び利用の国家管理は、文化省及び地方政府当局により遂行される。

2.ウズベキスタン共和国内閣は、文化遺産遺跡の保護及び利用の国家管理の為の作業手順及び授權団体の構造を決定し、この団体は同大臣の権限下に置かれる。

#### 第6条(文化遺産遺跡の保護及び利用におけるウズベキスタン共和国文化省の事物管轄権)

文化遺産遺跡の保護及び利用に関してウズベキスタン共和国文化省は、

文化遺産遺跡の保護及び利用に関する立法の、法人及び個人による遵守に対する国家管理を保証する。

文化遺産遺跡の研究、保存及び復旧の為の国家計画を承認する。

文化遺産遺跡の特定、登録、保護、公開及び利用を保証する。

文化遺産遺跡の保護及び利用の為の諸団体と地方政府当局の間の共同活動を調整する。  
全国文化遺産遺跡登録簿をつける。  
文化遺産遺跡の専門的科学的評価を実行し、文化遺産資格の選定及び付与の基準を設定する。  
立法に従い、その他の任務を遂行する。

#### 第7条(全国文化遺産遺跡登録簿)

- 1.全国文化遺産遺跡登録簿は、文化遺産遺跡とその技術的状态に関するデータを提供する全国単一情報システムから構成される。
- 2.登録簿は、遺跡の分類、その周辺の保護地域、保護区及び保護域の一覧表を備え、その保護及び利用体制の基礎となる。

#### 第8条(文化遺産遺跡の所有権)

- 1.原則として文化遺産遺跡は国家財産である。
- 2.本法に則って遺贈、贈与又は取得が、特定の文化遺産遺跡の法人及び個人による所有権の根拠となり得る。

#### 第9条(文化遺産遺跡の所有者の権利及び義務)

- 1.文化遺産遺跡の所有者は、本法に従い自らが所有する文化遺産遺跡を利用する権利を有する。
- 2.文化遺産遺跡の所有者は、ウズベキスタン共和国文化省から遺跡の所有権証明書を取得し、文化遺産遺跡の保護及び利用の為の国立団体と保存契約を締結し、その規定全てを遵守することを要求される。
- 3.文化遺産遺跡の所有者は、規定された手順に従い保存、修理及び復旧を保証することを要求される。
- 4.保存契約の要件に違反するか又はそれを遵守しない場合、所有者は裁判所判決により文化遺産遺跡に対する所有権の全部又は一部を剥奪される場合がある。
- 5.法人又は個人が所有する文化遺産遺跡が、その所有者がそれを保護しない為に破壊又は損傷の危険がある場合には、それが文化遺産遺跡の保護及び利用の為の国立団体に移転される場合がある。

#### 第10条(文化遺産遺跡の利用の認可)

1.法人及び個人は、ウズベキスタン共和国法に従い科学的、文化的、教育的、観光的及びその他の目的で、文化遺産遺跡利用の認可を受けることができる。

2.国際的及び国家的重要性を有する文化遺産遺跡の移動不能遺跡を利用する為の認可は、文化省による提案に基づき、ウズベキスタン共和国内閣により関連保護文書の登録後、法人及び個人に付与される。

#### 第11条(全国文化遺産遺跡目録)

国家的重要性を有する文化遺産遺跡目録は、文化省の提案に基づきウズベキスタン共和国内閣により承認され、地方的重要性を有する文化遺産遺跡目録は、文化遺産遺跡の保護及び利用の為の地方当局団体の提案に基づき、 - - それぞれ - - カラカルパクスタン共和国閣僚評議会、地区の khokimiyat 及びタシケント市により承認される。

#### 第12条(文化遺産遺跡全国目録からのサイトの除去)

1.サイトは、それが文化遺産遺跡としての価値を完全に失う場合には、文化遺産遺跡全国リストから除去される場合がある。国家的重要性を有する文化遺産遺跡目録については、文化省の提案に基づきウズベキスタン共和国内閣がサイトを除去し、地方的重要性を有する文化遺産遺跡目録については、文化遺産遺跡の保護及び利用の為の地方当局団体の提案に基づき、 - - それぞれ - - カラカルパクスタン共和国閣僚評議会、地区の khokimiyat 及びタシケント市がサイトを除去する。

2.文化遺産遺跡の保護及び利用の為の国立団体は、国家により保護されている文化遺産遺跡目録からのある文化遺産遺跡の除去を公表する。

3.文化遺産遺跡の全国目録は、二年に一度以上審査され、目録に変更が加えられた場合には、各審査後に報道陣に公表される。

#### 第13条(特別保護文化遺産遺跡)

1.特別な歴史的、科学的、芸術的又はその他の価値を有する古代都市、街区、建造物、建築集団及び文化遺産遺跡複合体については、ウズベキスタン共和国内閣の命令により保護区又は保護域であると宣言することができる。

2.ウズベキスタン共和国の文化遺産遺跡の世界遺産目録への登録の為の提出は、世界文化自然遺産保護協定に基づきウズベキスタン共和国内閣がこれを実施する。

#### 第14条(新たに発見された文化遺産遺跡の保護)

1.法人及び個人は、新たに発見された文化遺産遺跡を文化遺産遺跡の保護及び利用の為の国立団体に報告する必要がある。

2.その地位の定義に関する専門家意見を待つ間、新たに発見された文化遺産遺跡はその発見から六ヶ月間、国家の保護下に置かれる。

#### 第15条(文化遺産遺跡周辺の保護区域)

1.歴史、考古学、都市建設、建築及び記念碑芸術の遺跡保護を保証する為に、周辺領域に保護区域を規定する。

2.保護区域を規定する為の体制、その寸法及びその利用の為の規則は、ウズベキスタン共和国内閣がこれを決定する。

#### 第16条(建設及びその他の工事中の文化遺産遺跡の保存の保証)

1.文化遺産遺跡周辺の保護区域内の土地での建設、改築、道路及びその他の工事は、文化遺産遺跡の保護及び利用の為の国立団体の同意と、その保存を保証する為の措置の実施を条件とする。

2.前項の措置の為の資金は、その建設、改築、道路及びその他の工事を行なう組織が賄う。

3.かかる建設工事の間に、考古学上又はその他の文化的及び歴史的価値のある遺跡を損傷した法人及び個人は、その損傷を文化遺産遺跡の保護及び利用の為の国立団体に報告し且つその後の工事を停止する必要がある。

#### 第17条(文化遺産遺跡の解体、移転又は改修)

文化遺産遺跡の解体、移転又は改修は、例外的な状況においてウズベキスタン共和国内閣の決定に基づき認可される。

#### 第18条(考古学遺跡の調査)

1.考古学遺跡の調査(発掘及び探査)は、ウズベキスタン共和国科学学士院の提案に基づき文化省により付与及び登録される特別許可を条件としてのみ認可される。

2.考古学調査を実行する組織は、作業の間及び完了後に初期保存状態を保証し、文化遺産遺跡の保護及び利用の為の国立団体に、規定された手順に従い引き渡す。

3.発掘及び探査作業完了時に、但し認可期間満了日以前に、組織は規定された手順に従って報告書を文化省に提出し、その発掘及び探査作業の間に発見された歴史的、科学的、芸術的又はその他の価値を有する品目を適切な国立保管所へ引き渡す。

#### 第19条(文化遺産遺跡の研究、保存及び復旧に関する作業遂行体制)

1.文化遺産遺跡の研究、保存及び復旧は、文化遺産遺跡の保護及び利用の為の国立団体の認可を得て、その監督下でこれを遂行することができる。

2.文化遺産遺跡の研究、保存及び復旧についての認可はウズベキスタン共和国文化省により付与され、地方的重要性を有する遺跡については文化遺産遺跡の保護及び利用の為の地方国立団体により付与される。

#### 第20条(文化遺産遺跡の保護及びその利用の為の資金供給)

1.国家財産である文化遺産遺跡の保護及び利用の為の資金供給は、関係予算の財源から提供され、また他の財源からも提供される。

2.法人及び個人の財産である文化遺産遺跡の保護及び利用の為の資金供給は、その所有者及び利用者により提供される。

3.ウズベキスタン共和国及びその他の国々の法人及び個人からの賃貸、役務の提供、観光収入、任意拠出及び贈与から得られる他の資金は、本法に従い文化遺産遺跡の保護及び保存、並びに文化遺産遺跡の保護及び利用の為に働く者の報酬に使用される。

#### 第21条(文化遺産遺跡の保護及び利用についての国際協力)

文化遺産遺跡の保護及び利用についての国際協力は、ウズベキスタン共和国が署名した国際条約に基づき遂行される。

#### 第22条(文化遺産遺跡の保護に関する紛争の和解)

1.文化遺産遺跡の保護に関する紛争は、裁判所において和解される。

2.文化遺産遺跡又はその周辺の保護区域に損傷を惹き起こす法人及び個人は、本法に従い惹き起こされた損傷に対する補償を提供する必要がある。

#### 第23条(文化遺産遺跡の保護及び利用に関する立法の違反についての責任)

文化遺産遺跡の保護及び利用に関する立法の違反で有罪評決を受ける者は、規定された手順に従い責任を負う。

ウズベキスタン共和国  
大統領